

■ アメリカザリガニなど 外来種 新たな規制模索



科学部
山波愛

生態系に悪影響を及ぼす外来種のアメリカザリガニとアカミミガメ(ミドリガメ)について、法規制の検討が本格化している。飼育数が多く社会的影響が大きいため、環境省は規制に二の足を踏んできたが、事態が深刻化する中、飼育と防除をどうにか両立させようと「新たな枠組み」での規制を

模索することになった。

アメリカザリガニは戦前に養殖ウシガエルの子として輸入され、逃げ出すなどして全国に分布を広げた。環境省の調査では、入手方法の8割以上が「野外での採取」で、身近な生きものとして親しまれてきた。アカミミガメは、ペットショップやお祭りなどで安価に入手できるペットの代表格として大量輸入された。寿命が数十年と長く、飼えなくなって放流されるなどして全国の水辺に広がった。

これら2種は北米原産で繁殖力が強く、同じ水辺にすむ在来の動植物を駆逐するなどの被害が拡大した。このため環境省などは、2015年に作成した「生態系被害防止外来種リスト」に加えたが、規制を伴う外来生物法の「特定外来生物」には指定してこなかった。

特定外来生物は、原則として輸入や販売、放流だけでなく、運搬や飼育も禁止され、違反すると懲役や罰金が科される。指定されれば、野外で捕まえても持ち帰った

り飼ったりすることはできなくなる。飼育中のペットも飼育許可が必要になる。

2種は05年の同法施行時から指定が検討されたが、国内の推計飼育数はアメリカザリガニ540万匹、アカミミガメ180万匹に上り、「規制すれば、飼育許可をとる煩わしさから一斉に放流されてしまう」(環境省)と見送られてきた。だが、都内でアメリカザリガニなどの防除活動を行う認定NPO法人「生態工房」の片岡友美理事長は、「規制には輸入や販売という『蛇口』を閉める効果がある。一刻も早い導入が必要だ」と訴える。

そうした中、環境省の専門家会合が3日、規制すれば大量放流に

◆主な外来種の区分

規制あり。飼育、運搬、輸入、放流などが原則禁止

特定外来生物(156種類)

- ・アライグマ
- ・ブラックバス
- ・ヒアリ
- ・アメリカザリガニ以外の外来ザリガニ など

- ・アメリカザリガニ
- ・アカミミガメ
- ・ハクビシン
- ・インドクジャク など

生態系被害防止外来種リスト(429種類)

飼育は禁止しない、など現行法にない新たな枠組みでの規制を検討

つながりかねない種に対しては、「弊害をできるだけ軽減させる形」での規制が望ましいとする提言をまとめた。環境省は、輸入や販売、放流を禁じる一方、飼育は禁止しない新しい形での規制を検討しており、来年以降の通常国会への法改正案提出を視野に入れる。

ただし、飼育を禁じない場合は、意図せず逃げるケースをいかに防ぐか考慮する必要がある。専門家会合メンバーの国立環境研究所生態リスク評価・対策研究室の五箇公一室長は「2種を特定外来生物の枠組みに加えるのは無理がある。だが、放流に歯止めがかかっていないのが現状だ。柔軟な規制を議論していく必要がある」と話す。